令和２年度大阪府公立高等学校特別入学者選抜等における

別 紙

新型コロナウイルス感染症への対応について

１　対象者

　次の(1)又は(2)に該当する者を新型コロナウイルス感染症への対応を行う対象者とする。

(1) 湖北省から帰国（入国を含む。以下同じ。）した者で、帰国後２週間以内に出願又は学力検査、実技検査、面接若しくは適性検査（以下「学力検査等」という。）実施の日を迎える者

(2) 湖北省から帰国して２週間以内の者と同居してから２週間以内に出願又は学力検査等実施の日を迎える者

注：２月12日現在、府内に陽性反応者はいないことを踏まえている。今後、学力検査実施日までに陽性反応があった場合は入院措置がとられ、医療従事者以外は接触できないため、受験することはできない。

２　内容

(1) 出願は代理の者が行う。ただし、１の対象者に該当する者は代理の者となれない。

(2) 学力検査及び適性検査は専用の別室で実施する。実技検査及び面接も原則としてこれに準じて行う。

中学校等の校長は、別添の「新型コロナウイルスに係る別室受験対応となる者について（依頼）」により、令和２年２月18日（火）午前10時までに当該の志願者（過年度生を含む。）について、志願先高等学校又は高等支援学校の校長へ報告する。

(3) ２月16日（日）の府立夕陽丘高等学校音楽科の実技検査については、別室受験に準じた対応を行う。すでに出願が終わっているため、府教育庁より志願者の出身中学校等の校長に個別に確認し、対象者がいる場合は２(2)により行う。

＜参考＞

３　その他

新型コロナウイルス感染症対策には、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にマスクを着用するなどの咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要であることから、出願及び学力検査等実施日においても、引き続き感染症対策に努めること。なお、マスクの色、形状にはこだわらない。